プリズム

プラス2・09％っている。

の歯科診療報酬改定の中医協での点数配分作業が終わり、12日に長妻厚労相に答申した。

歯科の初・再診料を厚く配分したい日歯執行部にとって、一定の成果を得たと言えよう。

しかし、当然のことながらプラス面ばかりではない。自院の診療に当てはめながら改定の中身をしっかり精査し、理解することが必要だ。

▽前号の小欄でも取り上げた海外委託歯科技工問題を特集した2月6日放映のTBS系のテレビ番組の波紋が広が

歯科医師が開設しているブログやホームページでは「当院では海外委託の歯科技工物は扱っていません」などとする書き込みがなされているのが散見される。

また、9日には長妻厚労大臣が閣議後の記者会見で、平成20年度の厚生労働科学研究結果を再度分析し、必要な追加調査をする意向を示した。

しかし、答弁の様子からは、役人の作った文書をそのまま棒読みしたようにしか思えず、恐らくこの問題について大臣の認識は浅い（関連記事は本紙1、8面に掲載）。

13日に放映された特集の続編では、歯科医院を取り巻く厳しい経営環境に伴う歯科技工士の窮状と成り手不足など、海外委託技工が増加する背景を主に紹介。

海外技工への大臣の対応

それに続いて、発がん性物質であるベリリウムを含んだ技工材料には、日本の歯科材料メーカー（社名は不明）から輸入しているものも含まれているという衝撃の事実が示された。

同メーカーの社長は、国内ではベリリウムを含む材料を流通させていないとしながらも、中国の歯科技工所には輸出していることを認め、このことに罪悪感を感じない旨のコメントをしている。輸出したものが雑品として歯科技工物になって日本に逆輸入されることも承知の上でだ。

そして出演者のうち社長を含む2人は、海外委託技工に関するルール作りが必要との考えを示した。

こうしたことに対して、長妻厚労大臣はどう対応するのか。

患者への人的被害が表出する前にいち早い対応を求めたい。